

# 金融商品会計の見直しの動向

## 目 次

I. はじめに	4. キャッシュ・フロー特性の要件とは
II. IFRS の最新動向	5. 日本企業の業績への影響
1. 各国における IFRS 導入状況	6. メガバンクでの影響試算
2. IASB の基準開発の動向	7. その他の論点
3. 日本における IFRS 導入とその課題	8. 米国における会計基準開発の動向
III. 金融商品会計の見直しの影響	9. 日本のコンバージェンスの方向性
1. 金融危機対応	10. 株式市場への影響
2. IFRS 9 の考え方	IV. おわりに
3. ビジネスモデルの要件とは	

野村証券金融経済研究所投資調査部 中西 弘士

## 要約と結論

- 2011年は国際財務報告基準（以下 IFRS）にとって、特別な年である。米国の規制当局は2011年中に IFRS の導入の判断を行うことを予定している。また、2006年2月に締結された財務会計基準審議会（FASB）と国際会計基準審議会（IASB）と共同での会計基準開発の期限が2011年となっており、主要な会計基準の見直しも2011年末までに終了する予定である。
- 日本では、2012年を目処に IFRS の導入の判断を行うことになっている。IFRS 導入にあたり、大きな論点の一つとなっているのは、単体財務諸表への適用の問題である。日本において、金融証券取引法上の単体財務諸表の開示は会社法や税法との関係があるため、仮に単体への適用となると、法令の改正や各利害関係者間での調整が必要となる。
- 金融危機対応に端を発した金融商品関連の会計基準改革が、2011年6月までの最終基準化に向けて急ピッチで進んでいる。中でも、債券や株式に代表される金融資産に関する評価・測定モデルの見直し、新たな減損モデルの提案、ヘッジ会計の簡素化などを定めた金融商品会計の見直しの影響は大きく、その考え方を理解した上で、企業業績や株式市場への影響を考える必要がある。
- 実際に金融機関へ IFRS を導入する際には、原則ベースの基準を現実的な実務に落とし込む必要がある。実際に適用する際のマニュアルの作成や導入までの人的、金銭的コスト負担など、今後更に具体的に議論していく課題は多い。また、実務的な負担を軽減するため、各資本規制法と IFRS との関係性についても、同様に議論していく必要がある。IFRS 導入を実効性のある有意義なものにするためには、各関係者が IFRS を熟知し、その改善に向けて、それぞれの立場で積極的に情報発信していくことが重要である。

## I. はじめに

国際財務報告基準（IFRS）<sup>1)</sup>の強制適用（アドプション）に向けた動きが活発化してきている。2011年に米国、2012年に日本の規制当局が国際財務報告基準の適用の是非を公表する予定である。

仮に2011年に、米国が強制適用を実施するという判断を行えば、日本を除くすべての主要国の証券市場において資金調達を行う企業が準拠する会計基準は、数年内にIFRSに統一されることになる。そうなれば、2012年を目処に行われる日本における意思決定に大きな影響を及ぼすであろう。

我が国においては、2009年6月に「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」が公表され、2009年度からのIFRS選択適用が認められている。2011年2月末現在、既に1社が適用しているほか、3社が2011年度以降の任意適用を公表している。

一方、IFRSの基準開発自体も活発化している。2006年2月に締結された財務会計基準審議会（FASB）<sup>2)</sup>と国際会計基準審議会（IASB）<sup>3)</sup>との間で、共同で会計基準開発を行うことを定めた覚書（MOU）の期限が2011年となっているからである。特に、金融危機への対応に迫られる形で開発してきた金融商品関連の会計基準改革については急ピッチで進められており、2011年6月の最終基準化に向け

て、優先的プロジェクトに位置づけられている。

このような状況を踏まえ、本論文では、まずⅡにおいて、2012年の日本におけるIFRS導入の判断を前に、現時点でのIFRSの最新動向として、米国や日本の動向、実際に日本に導入するに当たっての問題点、更にはIFRS自体の開発状況について整理する。

具体的には、最近の海外の動向をレビューしつつ、米国や日本のIFRS導入の方向性について検討する。特に、日本においては、単体財務諸表へのIFRS適用の是非について考える。

続くⅢでは、金融危機対応に端を発する金融商品会計の見直しの論点に焦点を当てつつ、その考え方を具体的な事例を交えながら整理したい。

また、2011年6月までの最終基準化を目指して、財務会計基準審議会（FASB）と国際会計基準審議会（IASB）によって急ピッチで議論が進められている減損やヘッジ会計といった最新動向についてもその考え方を紹介したい。

さらに、これら見直しの内容を整理した上で、金融商品会計の見直しが企業業績や株式市場へ及ぼす影響について考察する。

Ⅳでは、Ⅱ、Ⅲの内容を踏まえた上で、IFRS適用に関する今後の課題として、日本企業が実際にIFRSを適用する際に生じる実務対応上の問題点や各資本規制との関係性について考える。

## II. IFRS の最新動向

### 1. 各国における IFRS 導入状況

2011年は、国際財務報告基準（IFRS）にとって、特別な年である。2005年に EU で IFRS が導入されて以来、IFRS は既に120カ国以上の国で、採用もしくは採用されることが決定している。現在、その判断を行っていない主要国は、米国と日本だけである。このうち、米国は2011年に、早ければ2015年から国内の上場会社に IFRS を強制適用するかどうかを決定すると公表している（表1）。

### 2. IASB の基準開発の動向

また、その前提条件として、米国の財務会計基準審議会（FASB）と国際会計基準審議会（IASB）との間で締結された会計基準の共同開発に関する覚書（MOU）に基づくプロジェクトを2011年末までに終了させることが予定されており、金融商品会計やリース会計など、企業業績に大きなインパクトのある会計基準が順次公表される予定となっている（表2）。

当初の予定では、現 IASB 議長であるトゥイーディー氏が退任する2011年6月までに終了予定であったが、その影響の大きさなどから各関係者との調整などにとまどり、プロジェ

表1 IFRS を巡る海外と日本の動向

年	海外の動向	日本の動向
2006	2月：FASB と IASB がコンバージェンスについて MOU（覚書）を締結	7月：企業会計審議会が意見書「会計基準の国際的なコンバージェンスについて」を公表
2007	8月：米国 SEC、米国企業に対し IFRS どのものの適用に関するコンセプトリリースを公表 11月：米国 SEC、外国企業に調整表なしでの IFRS による登録を認める規則改正	8月：ASBJ と IASB の東京合意
2008	9月：IASB と FASB の MOU の更新 11月：米国 SEC、IFRS に関するロードマップを公表 12月：EU、日本基準を IFRS と同等と評価	12月：ASBJ 短期プロジェクト完了
2009	4月：G-20、ロンドンサミットでの首脳声明 9月：G-20、ピッツバーグサミットでの首脳声明	6月：企業会計審議会が「我が国における国際会計基準の取り扱いについて（中間報告）」を公表 12月：IFRS 任意適用に関する内閣府令
2010	2月：米国 SEC、IFRS に関する声明 6月：IASB と FASB のコンバージェンスに関する共同声明（MOU 期限の一部延期） G-20、トロントサミットでの首脳声明	6月：新中期運営方針 9月：第2回 AOSSG（東京）
2011 （予定）	米国 SEC、米国企業に IFRS の適用を判断 6月：IASB、金融商品、収益認識、リース、保険契約の基準完成予定 IASB、トゥイーディー議長退任、ハンス・フーガーホースト氏が議長に就任 12月：MOU プロジェクトの完了予定	6月：東京合意の目標期日（既存の差異）
2012 （予定）		上場会社の連結財務諸表に IFRS の強制適用を判断

（出所）ASBJ 資料等より野村証券金融経済研究所作成

表2 IASBの基準開発スケジュール  
(2011/2/1 現在)

## 金融危機対応プロジェクト

	2011 Q1	2011 Q2	2011 H2+
金融商品 (IAS 第39号の置換え)			
減損 (RV, コメント期限2011年4月1日)	RV	IFRS	
ヘッジ会計 (ED, コメント期限2011年3月9日)			
資産と負債の相殺	ED		
連結			
IAS 第27号の置換え	IFRS		
非連結事業体に関する開示	IFRS		
投資会社		ED	
公正価値測定ガイダンス			
ガイダンス	IFRS		
公正価値についての測定の不確実性の分析の開示			

## MOUプロジェクト

	2011 Q1	2011 Q2	2011 H2+
リース		IFRS	
収益認識		IFRS	
財務諸表表示-その他包括利益項目の表示	IFRS		
ジョイントベンチャー	IFRS		
退職後給付	IFRS		
発効日と経過措置			

## その他の主要プロジェクト

	2011 Q1	2011 Q2	2011 H2+
保険契約		IFRS	
財務諸表の表示			
非継続事業			ED
IAS 第1号及びIAS 第7号の置換え			ED
資本の特徴を有する金融商品			ED
排出権取引			ED
負債 (IAS 第37号修正)			ED

(注) ED: 公開草案, RV: 補足文書, IFRS: 国際財務報告基準

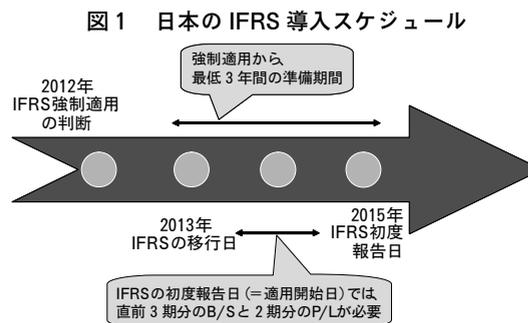
(出所) IASB 資料等より野村証券金融経済研究所作成

クトの終了時期は半年程度延期された。2011年6月までに優先的に検討されるプロジェクトは、①金融商品会計、②リース会計、③収益認識、④保険会計に絞り込まれている。

## 3. 日本におけるIFRS導入とその課題

2007年8月に企業会計基準委員会(ASBJ)とIASBとの間で、会計基準の主要な差異26項目について、2011年6月までにコンバージェンスすることを定めた「東京合意」が締結された。また、2009年6月に企業会計審議会の中間報告で、IFRSの適用に向け、積極的に検討する事が公表され、日本でのIFRS導入が現実的なものとなった。実際の日本でのIFRS導入スケジュールは、図1に示したとおりで、金融庁は、2012年を目処に早ければ2015年もしくは2016年から上場企業に対しIFRSの強制適用を行うかどうかの判断を行うとしている。

また、2009年12月のIFRS任意適用に関する内閣府令の制定により、2010年3月期よりIFRSの任意適用が認められており、2010年



(出所) 各種資料より野村証券金融経済研究所作成

3月期より日本電波工業（6779），2011年3月期より住友商事（8053），HOYA（7741），2012年3月期より日本板硝子（5202）が任意適用の実施を公表している。このほか，2010年10月に東京証券取引所が東証1部，2部に上場している会社に行ったアンケートによると，97社が任意適用に向けた準備を実施しているとの回答であった。

しかし，その準備状況はというと，実際にはほとんどの企業が情報収集や簡易なインパクト分析を実施している程度であり，IFRS適用の準備はこれから本格化すると考えるべきであろう。

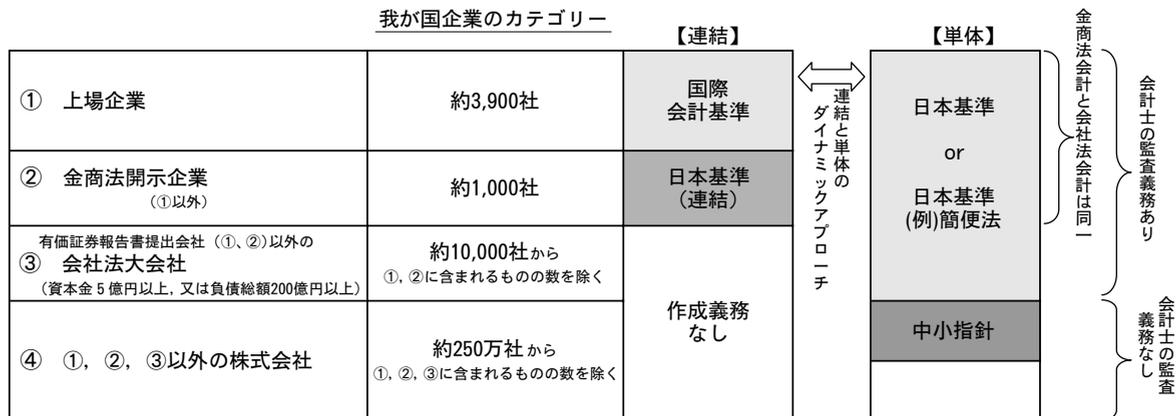
実際にIFRSを適用するに当たっての問題点は，人材の問題，基準自体の頻繁な改訂などいくつかあるが，ここでは特に大きな問題点のひとつである単体財務諸表への適用の有無について考える。企業にとっては，配当政策などの経営管理面や課税所得に大きな影響

を及ぼす問題であり，投資家にとっては，連単で複数の会計基準が適用され，比較可能性が損なわれるという問題である。

この点に関し，2010年8月に開催された企業会計審議会において，会計基準のコンバージェンスについて，最終的には連単一致すべきだが，単体についてはコストとベネフィットを考慮したうえで判断し，まずは連結について着実に実施していくとする「連結先行」アプローチ（ダイナミックアプローチ）を採用することで合意されている（図2）。

これを踏まえ，2010年9月に「単体財務諸表に関する検討会議」が財務会計基準機構（FASB）内に設置され，毎月検討が行われており，2011年3月に意見書が公表される予定である。単体財務諸表のコンバージェンスの動向は，IFRSの単体への適用動向にも影響を及ぼす可能性があり，この意見書を踏まえた今後のASBJの基準開発動向には注目

図2 IFRS適用範囲について  
我が国企業のカテゴリー



(出所) 金融庁資料より野村証券金融経済研究所加筆修正

したい。

では、既に IFRS を適用している主要国の動向はどうなっているのか。表 3 にその適用状況を示した。IFRS の単体財務諸表への適用は、会社法や税法などと密接に関係する課題であり、慎重に検討する必要がある。

表 3 より、開示制度においては、英国が唯一単体に IFRS の選択適用を認めているが、他の国は自国基準を適用している。

また、税法との関係においては、会計と税務を分離している米国を除き、IFRS 導入後も企業会計の利益をベースに課税所得が計算されている。税法は国の財源と密接に関係する法律であり、特に、確定決算主義を採用しているフランス、ドイツにおいて、単体への自国基準の適用は当然の帰結であると思われる。

日本も確定決算主義を採用していることから、おそらくこれらの国と同様に、単体財務

諸表については、基本的に自国基準を適用する方向性となろう。一方で、既に IFRS の早期適用を実施している企業に対する実務負担の軽減の観点から任意適用が認められるかどうか注目したい。

表 3 各国の開示制度と税法

		日 本	フランス	ドイツ	イギリス	アメリカ
開示制度	連結	日本基準	IFRS	IFRS	IFRS	USGAAP
	単体	日本基準	フランス基準	ドイツ基準	UKGAAP or IFRS	(USGAAP)
	金融商品取引法と会社法会計の関係	会社法会計、金融商品取引法会計の双方が並存それぞれに開示規制がある	商法会計中心	商法会計中心	会社法会計中心	証券取引法会計中心
税法との関係	税務調整	確定決算方式（損金経理要件が有る）			申告調整方式（損金経理要件が明示的に無い）	分離方式（損金経理要件は存在するか極めて限定的）
	税務申告	企業会計の当期純利益の数値に加減算する				課税所得は企業利益とは別に計算する
	課税所得に利用する数値	各国の一般に公正妥当と認められる会計基準 GAAP により算出された会計利益から算出する			同左、ただし、連結納税に IFRS の結果を利用することが可能	独自に計算する

(出所) 金融庁資料より野村證券金融経済研究所作成

### Ⅲ. 金融商品会計の見直しの影響

#### 1. 金融危機対応

国際会計基準審議会（IASB）と米国の財務会計基準審議会（FASB）は、2002年10月のノーフォーク合意以降、国際財務報告基準（IFRS）と米国会計基準（USGAAP）との統合化を行っている。金融商品会計基準についても、その大きなテーマの一つである。2008年秋のリーマンショックに端を発した金融危機に対応すべく、IASBとFASBは、金融危機対応プロジェクトとして、金融商品に関する会計基準を早期に見直しすることを公表している。

表4は、金融商品会計、連結、公正価値測定の金融危機関連プロジェクトとその他金融

商品に関連するプロジェクトのプロジェクトプランを示したものである。

これら基準の変更はいずれも大きな影響を及ぼすが、本稿では金融商品会計の見直しの影響について述べる。

IASBは、現行の金融商品会計基準であるIAS39「金融商品：認識及び測定」を新しい基準（IFRS9「金融商品」）に置き換えるため、包括的な見直しを行っている（表5）。しかし、その範囲が広範にわたるため、全体的内容を①金融資産の分類と測定、②金融負債の分類と測定、③減損、④ヘッジ会計、⑤資産と負債の相殺の5つに分けた。①および②の「金融資産・負債の分類と測定」とは、金融商品をどのように区分し評価するかということである。③の「減損」とは、金融商品の貸し倒れ処理のことである。④の「ヘッジ会計」は企業のリスク管理の実態を反映する

表4 金融商品関連のIFRSプロジェクト

		項目（主な変更内容）	2009	2010	2011
金融危機関連	金融商品	金融資産の分類と測定（2分類、持分商品はOCI選択可）	IFRS		
		金融負債の分類と測定（公正価値オプション）		ED IFRS	
		減損（予想損失モデルの採用）	ED		RV IFRS
		ヘッジ会計（簡素化等）		ED	IFRS
		金融資産と金融負債の相殺（相殺表示要件の統一）			ED IFRS
	連結（支配概念の改訂と全ての事業体への適用）			IFRS	
	公正価値測定（レベル別開示等）	ED		IFRS	
MOU項目	収益認識（契約上の債務履行時の収益認識等）		ED	IFRS	
	リース（リースを再定義、オペレーティングリースのオンバランス化等）		ED	IFRS	
	退職後給付（遅延認識の廃止、開示の変更等）		ED	IFRS	
その他	財務諸表の表示、負債と資本、負債、税金など	2011年7月以後に検討			

（注）ED：公開草案，RV：補足文書，IFRS：国際財務報告基準  
（出所）IASB資料等より野村証券金融経済研究所作成

ため、プリンシパルベースの基準への変更を目的としたものである。⑤の「資産と負債の相殺」はマスター・ネットィング契約などに基づく金融資産・負債について、財務諸表上での相殺表示要件を IFRS と米国会計基準と統一するといったものである。

これに対し、FASB は全てのテーマを包括的に含んだ基準を開発し、2010年5月に公表した(表5)。その内容は、いくつかの点で IFRS との相違が見られ、また、ヘッジ会計などについては、先行しての公表であった。

IASB は、金融資産・負債の分類と測定に関して既に最終基準化したが、その他のテーマについても、2010年12月9日にヘッジ会計の公開草案、2011年1月31日に減損の補足文書、2011年1月28日に資産と負債の相殺の公

開草案を公表した。一方、FASB は2011年1月25日に、金融資産の分類と測定に関して、銀行の貸出金など一部金融商品に対し償却原価を認める修正案を公表した。両者はともに2011年6月までに、金融商品に関する会計基準の見直し作業を完了する予定である。

日本でも、企業会計基準委員会(ASBJ)から2010年8月に、「金融商品会計基準(金融資産の分類及び測定)の見直しに関する検討状況の整理」、2011年2月に、「金融商品会計基準(金融負債の分類及び測定)の見直しに関する検討状況の整理」(以下、DP(Discussion Paper))が公表されたが、その内容は、主にIFRS9を踏襲したものであった。2011年9月までに、減損、ヘッジ会計等についても論点整理が作成され、包括的な金融商

表5 金融商品会計見直しスケジュール

各会計基準の見直しスケジュール	2009 Q4	2010 Q1	2010 Q2	2010 Q3	2010 Q4	2011 Q1	2011 Q2	2011 Q3	2011 Q4
<b>IFRS9</b>									
金融商品 (IAS 第39号の置換え)									
保有区分及び測定－金融資産	Final								
保有区分及び測定－金融負債			ED		Final				
減損	ED					RV			
ヘッジ会計						ED	Final		
資産と負債の相殺						ED			
<b>USGAAP</b>									
金融商品の会計処理とデリバティブ商品及びヘッジ活動の会計処理に対する改訂			ED				Final		
<b>JGAAP</b>									
金融資産の分類及び測定				DP					
金融負債の分類及び測定						DP		ED	
減損									
ヘッジ会計									

(注) DP：論点整理又は検討状況の整理、ED：公開草案、RV：補足文書、Final：最終基準  
(出所) IASB, FASB 資料等より野村証券金融経済研究所作成

品会計基準の公開草案が公表される予定になっている（表5）。

## 2. IFRS 9 の考え方

IASB は、2009年11月、現行の金融商品会計基準である IAS39「金融商品：認識及び測定」に関する包括的見直しプロジェクトの第1フェーズ（分類および測定）である新しい基準（IFRS9「金融商品」）を公表した。表6は、IFRS9の概要をまとめたものである。

現在の会計基準で採用している金融資産の保有目的ごとに測定方法を決定するものではなく、企業が金融資産をどのように保有しているかというビジネスモデルと金融資産の契約条件によって生じるキャッシュ・フローの特性により、償却原価または公正価値で評価するといった測定モデルが採用されている。具体的には、ビジネスモデルとキャッシュ・

フロー特性の要件を満たすものは原則償却原価で測定、それ以外の金融資産は全て公正価値で測定するというシンプルな混合測定モデルである。また、金融商品のうち資本性金融商品については、公正価値評価差額をその他の包括利益項目（Other Comprehensive Income：以下「OCI」）として表示することが容認されている。

金融商品は負債性金融商品と資本性金融商品に区分される。この区分は、IAS32（「金融商品：表示」に関する会計基準）に詳細な定義や要件が定められている。負債性金融商品とは、「他の企業から現金や他の金融資産を受け取ることができる契約上の権利（例えば、貸付金）や金融商品を潜在的に有利な条件で他の企業と交換できる契約上の権利（例えば、デリバティブ取引による正味債権）のこと」、資本性金融商品とは「企業のすべて

表6 金融商品の分類と測定

分類 (IFRS9)	要件		評価差額	売却損益	利息／ 配当金	減損損失 の認識	
償却原価	負債性 金融商品	以下の2要件を満たすものであり、かつ公正価値オプションを選択しないもの ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するというビジネスモデルに基づいて保有されていること ・契約条件により特定の日にキャッシュ・フローが生じ、そのキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払いに限られること	該当なし	P/L	P/L	有り	
公正価値	資本性 金融商品	上記の2要件を満たさないもの、または公正価値オプションを選択したもの	P/L	P/L	P/L	無し	
		トレーディング目的保有					
		トレーディング目的 保有以外	公正価値の変動を損益（P/L）に反映させることを選択	OCI	OCI (R/E)	P/L	無し
			公正価値の変動をその他の包括利益（OCI）に反映させることを選択				

(注) R/E：利益剰余金  
(出所) ASBJ 資料等より野村証券金融経済研究所作成

の負債を控除した後の資産に対する残余持分を証する契約（例えば、株式）のこと」を指す。

表6で示した「契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するというビジネスモデルに基づいた保有」、「契約条件に基づくキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払に限られること」といった償却原価測定の2要件を満たす資本性金融資産は存在しない。このため、全ての資本性金融資産は公正価値で評価されることになる。

資本性金融商品では、評価差額の損益等への計上方法は、トレーディング目的保有の場合、純損益項目となるが、それ以外での保有の場合、OCIとすることも選択可能である。ただし、一旦OCIでの計上を選択した場合、実際にその有価証券を売却した場合等の損益を純損益項目として計上することは出来ず、OCI累計額を純損益に組み替える（リサイクリング）は行われぬ。日本企業に特徴的な政策保有目的などの長期保有株式の評価差額がこれに該当し、いわゆる益出し行為が出来なくなる。

我々のヒアリングによると、多くの機関投資家は包括利益よりも当期純利益を重視している。政策保有株式を多く保有する日本企業においては、純損益への影響を避けるため、ほとんどの企業がOCIへの計上を選択するであろう。

一方、公正価値測定された負債性金融商品

の評価差額は全て純損益項目として計上される。今回の改訂で満期保有目的区分が廃止され、現在その他有価証券として保有されている債券等の負債性金融商品の一部が償却原価として測定される可能性はあるが、それ以外は公正価値で評価され、純損益項目として計上される。これまで資本直入処理により純資産への影響だけにとどまっていた公正評価差額が、今後は純損益へも影響を与えることになる。また、仕組債などの元本や金利部分にレバレッジがかかっている債券については、キャッシュ・フローの要件を満たさないため、公正価値で測定されることになる。この場合、純損益への影響はもちろん、純資産へも影響することになる。

表7は、IFRS9が日本において実際に適用されたときに予想される影響について、まとめたものである。

### 3. ビジネスモデルの要件とは

表6で示した償却原価測定の実務要件とは、その金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的に保有している場合を指す。これは、従来の満期保有目的の債券の考え方に近いものであるが、状況によっては金融資産を売却しても償却原価が認められ、満期保有目的の債券を満期前に売却した場合に2事業年度にわたり満期保有目的の債券に分類を設けることができないという制限条項（テインティングルール）がな

表7 有価証券投資における影響

商 品	会計処理の変更	予想される主な影響例
公社債	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本基準ではその他有価証券あるいは満期保有目的の債券に区分されることが多いが、IFRS9では、ビジネスモデルと契約上のキャッシュ・フローの特徴の2つの要件に基づき測定区分の検討を行う。</li> <li>償却原価測定に区分した公社債についても売買を実施できるが、その場合でも頻繁な売買を行うと、ビジネスモデルによる判定において問題となる可能性がある。</li> <li>償却原価測定とした場合は、毎期減損の検討を行う必要がある。</li> <li>償却原価測定に区分されない場合は、純損益の構成項目として処理される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公社債の頻繁な売買や実質的な益出し取引が抑制される可能性がある。</li> <li>制限条項（テインティングルール）等が定められていた満期保有目的の債権の区分はなくなり、IFRS9適用後は償却原価で評価された公社債の売却等が可能となる。</li> <li>商品によっては、公正価値で測定され、純損益へ影響を与えるため、ポートフォリオの見直しが行われる可能性がある。</li> <li>ビジネスモデルの判定はポートフォリオごとに行われるため、同一銘柄であっても、異なるビジネスモデルを選択することが出来る。</li> </ul>
仕組債	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本基準ではその他有価証券あるいは満期保有目的の債券に区分されることが多いが、IFRS9では多くの仕組債は公正価値で測定され、評価差額が純損益項目となる可能性がある。</li> <li>IFRS9では主契約が金融資産である場合、区分処理ではなく、全体として測定区分の判定を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公正価値測定での区分になった場合、仕組債の時価変動による影響が損益に反映される。</li> <li>これまで時価がないことを理由に取得原価評価だった仕組債も公正価値評価が強制される。</li> <li>企業は主契約を含めた全体としての公正価値測定を行うための算定モデルを構築する等の対応が必要である。</li> </ul>
証券化商品	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ルックスルー」アプローチ(注)に基づき、測定方法を決定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原資産プールが基本的な貸付金の特徴を有する等の償却原価の要件を満たす場合 → 償却原価測定</li> <li>レバレッジ効果が含まれる場合 → 公正価値測定</li> <li>「ルックスルー」が行えない場合 → 公正価値測定</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ルックスルー」が行える商品かどうかが重要である。</li> <li>公正価値測定のための評価モデルやレベル別開示の対応が必要となる。</li> <li>公正価値測定が必要とされるケースも多いと思われる。その場合、公正価値の変動が純損益に計上される。</li> </ul>
投資信託	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本基準では、ほとんどがその他有価証券に区分されていると思われるが、IFRS9ではその多くが負債性金融資産として、毎期公正価値で評価され、評価差額は純損益項目となると考えられる。</li> <li>不動産投資法人等の一部投資信託については、資本性金融商品に該当するか検討し、資本性金融商品に区分される場合は公正価値で測定される。資本性金融商品に区分の場合、その他の包括利益を通じた認識とすることも当初に選択できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>純損益を通じた公正価値測定を選択した場合、基準価格の変動が純損益に反映されることになる。</li> <li>その他の包括利益を通じた認識を当初に選択した場合、売却損益を純損益認識することができない。</li> </ul>
上場株式	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS9では、トレーディング目的以外で保有する株式について、当初認識時に公正価値の変動を純損益に反映させる方法とその他の包括利益に反映させる方法の何れかを選択出来る。</li> <li>いずれの方法を採用した場合でも、減損処理は不要となる。</li> <li>その他の包括利益を選択した場合、売買損益は純損益項目として計上できない（リサイクリング禁止）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他の包括利益を選択した場合には、実際に当該株式を売却した場合にも益出しが出来ない。</li> <li>選択は購入時点で個別に実施するため、例え同一銘柄であっても、異なる認識手法を採用することが可能である。</li> <li>減損処理を実施しないため、その他包括利益を選択した場合、株価の大幅な下落は純損益へ影響を及ぼさない。</li> </ul>
非上場株式	<ul style="list-style-type: none"> <li>非上場株式についても公正価値評価を行う必要がある。</li> <li>ただし、利用可能な最近の情報が存在しないか不足している場合には、取得原価が公正価値の最善の見積りとみなせる場合もあるが、当該判断についての合理的な説明が求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来、原則として非上場株式は取得原価で測定していたため、公正価値測定で範囲が広がる。</li> <li>評価モデルに基づく定期的な公正価値評価が必要になるため、これを前提とした投資行動が求められる。</li> <li>コストベネフィットの観点から、株式保有の是非について見直しが行われる可能性がある。</li> </ul>

(注) 「ルックスルー」アプローチとは、キャッシュ・フローを生み出す原資産のプールが識別出来るまで商品を見通した上で、償却原価のキャッシュ・フロー特性を満たすかどうかを判断する方法である。

(出所) 野村証券金融経済研究所作成

いなどの点で異なっている。「ビジネスモデル」の判定は、報告企業レベルや個別商品レベルではなく、ポートフォリオレベルで行われ、その一部を売却した場合でも償却原価が認められる例示として、①保有金融商品の信用格付けが投資適格でなくなり、投資方針に合致しなくなったこと、②保険会社が予想デュレーション（支払タイミング）の変化を反映してポートフォリオを調整すること、③設備投資のため、資金を捻出することなどが想定されている。ただし、どの程度の売却まで容認されるのかについては個別判断となる。

預金受入金融機関が保有する ALM (Asset Liability Management) 目的の国債等がこの償却原価測定の実務要件を満たすかどうかはまだ結論が出ていないが、資産・負債間のデュレーション調整での売却は ALM の目的の一つである。そのため、例えば、銀行のバンキング勘定で保有している ALM 目的の国債等に関して、更に保有目的別に分類し、デュレーション調整保有部分については償却原価の要件を満たすといった判断がなされるのではないかと推察される。また、IFRS9の例示に示されているように、多くの事業会社において、余裕資金で保有している金融資産を設備投資資金の捻出のため売却するケースが一般的である。このため、事業会社の国債等の債券による運用は、基本的には償却原価の実務要件を満たすことになるとと思われる。

#### 4. キャッシュ・フロー特性の要件とは

キャッシュ・フロー特性の要件とは、契約条件により特定日に元本及び元本残高に対する金利のみを表すキャッシュ・フローが生み出されているかを判定するもので、特に、金利が一定期間の元本残高に関する貨幣の時間的価値及び信用リスクの対価であるかがポイントとなる。契約上のキャッシュ・フローの変動性を増幅するデリバティブ契約など、金利の経済的特徴を有さないレバレッジを含むものは償却原価として測定できない。このキャッシュ・フロー特性の個別金融商品への適用に関する考え方については、現在もIASBで意見を募集するなど議論が行われているが、現時点での情報をもとに、表8に金融商品別に例を示した。

元本部分や金利部分にレバレッジがかかっていない通常の公社債については、償却原価に区分可能なキャッシュ・フロー特性の要件を満たしている。また、物価連動債についても、レバレッジがなければ償却原価として測定可能な金融商品と考えられる。金利部分はインフレ指数に連動して支払われることとなるが、これは貨幣の時間価値を現在の水準に反映することである。言い換えれば、金利部分は「実質」金利を反映しているだけであり、元本残高に対する貨幣の時間的価値の対価である。

一方、変動利付国債については、今後の動

表8 キャッシュ・フロー特性の考え方

金融商品	商品例		特徴	キャッシュ・フローの特性
公社債	キャップ、フロー、カラー付フローター債		クーポンに上限、下限、上限と下限が定められている変動利付債	<p>考え方：金利にレバレッジがかかっていない場合、償却原価の要件を満たすと思われる。</p> <p>(a)固定金利を有する金融商品及び(b)変動金利を有する金融商品の両方を有する契約キャッシュ・フローは、利息が金融商品の期間中の金融商品に関連する貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価を反映する限り、元本及び元本残高に対する利息の支払である。したがって、(a)と(b)の組み合わせとなる金融商品であるキャップ、フロー、カラー付フローター債は、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローを有する可能性がある。</p>
	15年変動利付国債		直近10年国債金利- $\alpha$ 6ヶ月ごとに更改される	<p>考え方：現状では、償却原価の要件を満たさない可能性がある。</p> <p>契約金利が金融商品の残存期間を上回る期間に基づいている場合、その契約キャッシュ・フローは元本及び元本残高に対する利息の支払とはならない。IFRS9では15年変動利付国債に類似する金融商品に関する以下のような説例が示されている。</p> <p>例えば、定期的に更改されるが常に5年満期を反映した変動金利を支払う期間5年の変動利付債は、元本及び元本残高に対する利息の支払となる契約キャッシュ・フローを生じない。これは、各期の支払利息が、金融商品の期間とは切り離され</p>
仕組債	金利系	コーラブル債	発行体が仕組債の満期日前のあらかじめ決められた日に、自身が発行した債券を投資家から買い戻す条件が付いた仕組債。債券の発行体がコールオプションを投資家から買っている仕組債	<p>考え方：金利にレバレッジがかかっていない場合、償却原価の要件を満たす可能性がある。</p> <p>コールオプションが付されていること自体は、償却原価測定のキャッシュ・フローの要件とは関係ないが、金利にレバレッジがかかっていないことを個別に検討する必要がある。</p>
		リバースフローター債	クーポン部分を約定時に決定されている固定金利から市場における変動金利（通常は短期金利）を引いたものにした仕組債	<p>考え方：償却原価の要件を満たさないと思われる。</p> <p>契約キャッシュ・フローは、元本及び元本残高に対する利息の支払のみではない。</p> <p>利息の金額は、元本残高に対する貨幣の時間価値の対価ではない。</p>
	為替系	デュアルカレンシー債	利払いは円、償還は外貨で行われる債券	<p>考え方：償却原価の要件を満たさない可能性がある。</p> <p>IFRS9では、契約キャッシュ・フローは発行通貨建てのキャッシュ・フローであることが記載されており、償還が外貨建てで行われる場合は、償却原価測定のキャッシュ・フロー特性の要件を満たさないと思われる。</p>
		リバース・デュアルカレンシー債	払込みは円、利払いが外貨、償還は円で行われる仕組債	<p>考え方：償却原価の要件を満たさない可能性がある。</p> <p>IFRS9では、契約キャッシュ・フローは発行通貨建てのキャッシュ・フローであることが記載されており、利払いが外貨建てで行われる場合は、償却原価測定のキャッシュ・フロー特性の要件を満たさないと思われる。</p>
	エクイティ系	他社株転換条項付債（EB債）	償還が現金でなく株式で行われる債券のこと。株式で償還される際の条件は、債券発行時にすでに決まっている。投資家が発行体にプットオプションを売っている仕組債である。	<p>考え方：償却原価の要件を満たさないと思われる。</p> <p>投資家は発行体にオプションを売却している分、ある程度のオプション料がクーポンに上乘せられ、高クーポンを享受できる。このため、金利が一定期間の元本残高に関する貨幣の時間価値及び信用リスクのみ対価であるとの要件を満たしていないと考えられる。</p>
		日経ノックイン債	一定期間中の日経平均株価の終値によって、償還価格が、日経平均株価の終値に応じて、額面100%であるかどうか決定される債券。参照期間中に、日経平均株価の終値が基準価格を一度でも下回った場合は（ノックインした場合）、日経平均株価に応じて一定の計算式によって償還額が決定される。一度も下回らなかった場合は、額面100%で償還される。	<p>考え方：償却原価の要件を満たさないと思われる。</p> <p>投資家は発行体にオプションを売却している分、高利回りを享受できる。また、償還額は日経平均の価格に連動して決定する。このため、契約キャッシュ・フローは元本及び元本残高に対する利息の支払とはならず、償却原価測定のキャッシュ・フロー特性の要件を満たさないと思われる。</p>
証券化商品	RMBS (住宅ローン担保証券、Residential Mortgage Backed Securities)		住宅ローン債権を用いた債券型の証券化商品のトランシェ	<p>考え方：トランシェの場合、「ルックスルー」アプローチに基づき、個別商品ごとの判断が必要である。</p> <p>「ルックスルー」アプローチに基づき、公正価値または償却原価での測定を判断。</p> <p>具体的には、対象となる金融商品自体が償却原価のキャッシュ・フロー要件を満たしている上で、「ルックスルー」アプローチを行い、原資産プールも基本的な貸付金の特徴を有する等の要件を満たすかどうかの判定を行い、満たす場合は償却原価で測定される。</p> <p>日本で発行されているRMBSの大半を占める住宅金融支援機構のRMBSについては、原資産プールが住宅ロ</p>
投資信託	契約型投資信託	単字型	投資信託が立ち上がる当初募集期間にのみ購入できる投資信託。信託期間は期限が決められている。	<p>考え方：基本的には、償却原価の要件を満たさないと思われる。</p> <p>契約型投資信託の追加型、投資法人のオープンエンド型については、投資家からの請求より常時解約または出資の払い戻しが可能であること、契約型投資信託の単字型はあらかじめ定められた償還期限において解約できることから、負債性金融商品であると考えられる。そのため、基本的には、公正価値で評価され、その評価差額は純損益項目として計上されることになると思われる。</p>
		追加型	原則的に、投資信託が運用されている期間中いつでも購入できる投資信託。信託期間は有期限および無期限のものがある。	
	投資法人	オープンエンド型	投資証券の追加発行及び払戻しがファンドの1株当たり純資産にもとづいて、常時行なわれる投資信託。	<p>考え方：資本金金融商品だと判断される可能性がある。</p> <p>投資法人のクローズドエンド型の場合、投資証券の払い戻しは行われず、不動産投資法人（REIT）などのように、証券取引所に上場している場合が多い。そのため、当該商品は資本金金融商品に該当する可能性がある。</p>
		クローズドエンド型	ファンドによる投資証券の払戻しは行われず、取引所などにおいて、市場価格にもとづいて投資証券の売買が行われる投資信託。	

(出所) 野村証券金融経済研究所作成

向に留意が必要である。適用利率は、「基準金利（10年固定利付国債の直前の入札における平均落札利回り）」から「変動利付国債発行時に入札で決定される基準金利とのスプレッド」を控除して算定され、6ヵ月ごとに更改される。IFRS9では、契約金利が金融商品の残存期間を上回る期間に基づいている場合は償却原価のキャッシュ・フロー特性を満たさない旨の設例があり、変動利付国債に類似したCMS（コンスタント・マチュリティ・スワップ）つき債券が要件を満たさないとする例が示されている。

2010年9月末現在の発行残高は約40兆円であり、現在は、変動利付国債の市場価格が流動性の悪化により著しく低下しているとして、バランスシート上は理論価格により計上されているケースが一般的である。2010年9月末時点で市場価格と理論価格との乖離は約5.1%であり、発行残高で加重平均したNOMURA CMT Indexの理論価格103.937円に対し、発行残高で加重平均した市場価格が98.895円となっている。IFRS9導入により公正価値での測定となった場合、市場価格での評価が強制される可能性もあり、その場合の影響額を試算すると、全体で約1.2兆円（税効果考慮後）の含み損がバランスシートに計上されることになる。

一方、理論価格と市場価格との乖離は、主にリーマンショック後の流動性の低下に起因するもので、少しずつではあるがその乖離は

縮小してきている（2010年3月末-5.8%→9月末-5.1%）。そのため、仮に2010年9月期に公正価値で評価した場合の純損益への影響額としては10年3月期比約1,500億円の増益となる。

現在もIASBでは各団体からIFRS9に関する要望を受け付け分析している状況であり、変動利付国債の具体的な会計処理について判断を行うには時期尚早であるが、その商品特性上、市場価格による公正価値測定となった場合の影響について分析しておく必要はあろう。

仕組債については、公社債の考え方と同様である。元本部分または金利部分にレバレッジがかかっていないことが償却原価のキャッシュ・フロー要件であり、実務上は個別商品ごとに検討する必要がある。しかし、仕組債自体が債券とオプションやスワップなどのデリバティブとの組み合わせであることから考えると、大半の商品は公正価値測定区分に分類されると思われる。現状の日本基準では、仕組債について、満期保有目的の債券として償却原価で計上している、またはその他有価証券で公正価値評価し資本直入処理を行っている企業が一般的であるが、IFRS9では、その大半が公正価値で測定され、毎期の評価差額が純損益計上されることになる。

証券化商品については、「ルックスルー」アプローチに基づき、公正価値または償却原価での測定かを決定する。「ルックスルー」

アプローチとは、キャッシュ・フローを生み出す原資産のプールが識別出来るまで、商品内容を見通した上で、キャッシュ・フローの特性を満たすかどうかを判断する方法である。具体的には、対象となる金融商品自体が償却原価のキャッシュ・フロー要件を満たしている上で、「ルックスルー」アプローチを行い、原資産プールも同様にキャッシュ・フローの要件を満たすかどうかの判定を行い、満たす場合は償却原価で測定される。この際、ルックスルー自体が行えない場合には公正価値で測定されることになる。

日本証券業協会の2009年度の証券化商品の発行動向によると、証券化商品全体の金額は2.9兆円であり、そのうちRMBS（住宅ローン担保証券）が2.0兆円（68%）を占めている。更に、RMBSを「オリジネーター（原資産保有者）」別に分類した場合に1.7兆円（87%）を占めているのが住宅金融支援機構のRMBSである。当該証券化商品の原資産プールは住宅ローン債権であり、それ自体は基本的な貸付金の特徴を有している。また、その原資産プールから回収される償還金額は一部信用補完として住宅金融支援機構が設定した超過担保への支払に充てられるが、基本的にはパススルー方式で投資家に分配されることから商品全体としても基本的な貸付金の特徴を有していると考えられ、償却原価のキャッシュ・フローの要件を満たす可能性は高いと思われる。現状の日本基準では、その

他有価証券で評価差額を資本直入しているケースが多いと思われ、このうちの一部が償却原価測定区分に分類される可能性もある。

投資信託のうち、契約型投資信託の追加型、投資法人のオープンエンド型については、投資家からの請求より常時解約または出資の払い戻しが可能であること、契約型投資信託の単位型はあらかじめ定められた償還期限において解約できることから負債性金融商品であると考えられる。そのため、基本的には公正価値で評価し、その評価差額はOCI項目ではなく、純損益項目として計上されると思われる。一方、投資法人のクローズドエンド型の場合、投資証券の払い戻しは行われず、不動産投資法人（REIT）などのように、証券取引所に上場している場合が多い。そのため、この商品は資本性金融商品に該当し、上場株式と同様の扱いとなる可能性がある。投資信託の2010年9月末残高は約97兆円であり、そのうち契約型投資信託が約92兆円（株式投信約81兆円、公社債投信約9兆円、その他約2兆円）、不動産投資法人が約4兆円である。現状の日本基準では、その他有価証券で評価差額を資本直入しているケースが多いと思われ、純損益への影響に注意が必要である。

## 5. 日本企業の業績への影響

これまでの議論から、金融商品会計の見直しの主な会計上の変動要因として5点が挙げられる。資本性金融商品について、①政策保

有株式の公正価値評価額のその他包括利益計上、②非上場株式の取得原価から公正価値評価への変更であり、負債性金融商品について、③一部満期保有目的の債券の償却原価から公正価値評価への変更、④一部その他有価証券の公正価値評価から償却原価への変更、である。また、両者共通の影響として、⑤公正価値自体の見直し（例えば、理論価格から市場取引価格への修正）が挙げられる。

日本企業におけるIFRS9適用の主な影響を表9にまとめた。影響を算定する上で重要なポイントは、金融機関における公社債の取り扱いと事業会社における非上場株式の取扱いであろう。

金融機関は国債などの多額の公社債を保有

している。このため、それらの会計上の取り扱いが金融機関にとっては関心事項である。金融機関が特に注目している論点の1つとして、15年変動利付国債の取り扱いが挙げられる。現行の日本基準では、15年変動利付国債は、満期保有目的の債券として償却原価、またはその他有価証券として理論価格で計上されているケースが多い。15年変動利付き国債の市場価格はリーマンショック後の金融危機による流動性低下により、理論価格を約5%下回っている。そのため、IFRS9が導入され、仮に理論価格ではなく市場価格での公正価値評価となった場合の含み損がバランスシート上に計上される点に留意が必要である。

もう一つの注目点としては、ALM (Asset

表9 IFRS9 導入の日本企業への影響

金融商品	金融機関		事業会社	
	影響算定のポイント	業績への影響度	影響算定のポイント	業績への影響度
公社債	<ul style="list-style-type: none"> <li>変動利付国債は公正価値で評価される可能性があり、公正価値として理論価格を使用できるか。</li> <li>国債などのALM目的保有が償却原価のビジネスモデル要件を満たすかどうかのポイント。</li> </ul>	大	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の公社債は償却原価での評価となる可能性が高い。</li> </ul>	小
仕組債	<ul style="list-style-type: none"> <li>大半の仕組債は公正価値で評価され、純損益項目として計上される。</li> </ul>	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>大半の仕組債は公正価値で評価され、純損益項目として計上される。</li> </ul>	小
証券化商品	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部商品について、公正価値評価され純損益計上される可能性もあるが、金融機関全体としての保有額自体が減少しており、影響は限定的。</li> </ul>	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部商品について、公正価値評価され純損益計上される可能性もあるが、あまり保有している会社はおらず、影響は限定的。</li> </ul>	小
投資信託	<ul style="list-style-type: none"> <li>大半が公正価値評価され、純損益計上される。</li> </ul>	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>公正価値評価され、純損益計上されるが、全体的な保有金額は小さく、影響は限定的。</li> </ul>	小
株式 (上場株式、 非上場株式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策保有株式の評価差額には注意が必要。</li> <li>非上場株式の公正価値測定による影響にも留意が必要。</li> </ul>	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策保有株式の評価差額には注意が必要。</li> <li>非上場株式の公正価値測定により、特に商社や資源、投資会社（ベンチャーキャピタル業）などへの影響は大きいと思われる。</li> </ul>	大

(注) 業績への影響度は、保有金額の大きさと公正価値変動の大きさの両方を加味した純損益又は包括利益への影響度合で測った。  
(出所) 野村証券金融経済研究所作成

Liability Management) 目的で保有している国債等の取り扱いが挙げられる。ALMとは、金利や為替動向などマーケットリスクを評価しながら収益の極大化を図る資産・負債の総合管理手法である。例えば、銀行は預金が増えて貸出が減る場合に、負債側(預金)と資産側(貸出)の金利リスクを同程度に抑えるため長期の国債等を購入したり、逆に貸出が増加する場合に、国債等を売却したりするなど、資産・負債管理目的で国債等を売買することがある。このALM目的での国債等の保有が、IFRS9で求められている償却原価での測定の要件を満たすかどうか論点となっている。仮に満たさないと判断された場合、ALM目的で保有する国債等の公正価値評価差額は毎期純損益項目として計上されることになり、保有金額の大きさから考えると純損益の大きな変動要因になる可能性がある。

一方、事業会社においては、政策保有株式の毎期の評価差額がその他包括利益に計上される影響、および、非上場株式を公正価値評価することに伴い、その他包括利益やバランスシートに与える影響についての注意が必要となろう。

日本企業にとっては、政策保有株式の評価差額は包括利益の大きな変動要因となり得るため、保有株式の多い会社に対しては投資家から注目が集まる可能性がある。そのため、経営者は従来にも増して株式持合いに関する説明を求められることになると思われる。10

年3月期末より内閣府令により「株式保有状況の開示」が義務化されたこともあり、持ち合い解消の一因につながる可能性がある。

また、非上場株式については、現在は取得原価で評価し、必要に応じ減損処理を実施しているが、IFRS9導入後は、毎期公正価値で評価されることになる。特に、商社や資源会社、非上場企業への投資を行っている投資会社は、業績が好調な非上場株式を多く保有している。こうした企業は保有する非上場株式の含み益が顕在化することになり、純資産が大幅に増加する可能性がある。

## 6. メガバンクでの影響試算

実際に、2010年3月期におけるメガバンク3グループへの影響を試算した(表10)。この試算に当たって、前提条件で考慮した影響は、①政策保有株式の評価差額をOCIとして計上すること、②債券等の負債性金融商品の全部もしくは一部(国内債券(変動利付国債を除く)以外)の評価差額を純損益として計上すること、③変動利付国債の公正価値を各社独自に算定した理論価格から市場取引価格に修正すること、の3点である。

その結果、損益面では、純損益ベースで、国内債券を除く場合5,437億円の増加(純利益の60.4%相当)、全て公正価値評価する場合7,506億円の増加(同83.4%相当)となる。包括利益ベースで同2兆0,968億円、同2兆3,037億円(純利益の233~256%相当)の増

加、また、自己資本ベースで、2,148～4,217億円の減少（自己資本の1.2～2.4%相当）と算定された。純損益や包括利益は大幅に増加しているが、これは、08年度はサブプライム問題を発端に金融市場が一時的に混乱し、急速な信用収縮などにより債券や証券化商品などの負債性金融商品の公正価値が大幅に下落したのに対し、09年度には混乱が終息し、債

券価格などの負債性金融商品価格が上昇したことによるものであろう。

逆に、自己資本の減少については、日本基準でその他有価証券として毎期時価評価されていた国債などが償却原価測定に変更されると仮定したことと、変動利付国債を市場取引価格で再評価した際の評価損に由来するものであるが、純損益と比べると大きな変動では

表10 メガバンクにおける影響試算（2009年度）

前提条件		試算結果		
日本基準 → IFRS9		内容	F/S	金額（億円）
満期保有 目的の債券	→ 契約上のキャッシュ・フローを全て回収する目的で保有するビジネスモデルであり、償却原価のキャッシュ・フロー特性の要件も満たす。	影響なし	—	—
その他有価証券	資本性金融商品（株式）： (1) 公正価値で評価し、評価差額は <b>その他包括利益</b> に計上。	・上場株式の評価差額については、 <b>その他包括利益</b> として計上。	OCI	15,532
	負債性金融商品（株式以外）： (2), (3)の影響について、考慮	(2) + (3)の影響合計	PL BS	5,437～7,506 -4,217～-2,148
	(2) 下記①, ②の前提により、負債性金融商品の公正価値評価差額の純資産、純損益への影響金額の範囲を試算。	(2)の影響合計	—	①or②の影響 (2)の影響合計
	①全て公正価値評価の場合 全て償却原価の要件（ビジネスモデルまたはキャッシュ・フロー特性）を満たさない。	・全ての負債性金融商品の評価差額は、純損益として計上。	PL	7,506
	②国内債券（変動利付国債を除く）のみ償却原価、それ以外は公正価値評価の場合 国内債券（変動利付国債を除く）以外の負債性金融商品は償却原価の要件（ビジネスモデルまたはキャッシュ・フロー特性）を満たさない。 国内債券（変動利付国債を除く）については、償却原価の要件を満たす。	・国内債券（変動利付国債を除く）以外の負債性金融商品の評価差額は、純損益として計上。 ・国内債券（変動利付国債を除く）は、償却原価で測定。 ・国内債券（変動利付国債を除く）の評価差額は、 <b>その他包括利益累計額（純資産）</b> から除かれる。	PL BS	5,437 -2,069
(3) 変動利付国債の公正価値の修正 変動利付国債の公正価値を理論価格から市場価格へ修正（ただし、10.3期において、09.3期末から保有残高に変更はなかったと仮定し、09.3期の有価証券報告書の数値を用い試算）	・毎期の評価差額の変動は、純損益として計上（ただし、当期の公正価値変動額は0と仮定する）。 ・理論価格と市場価格の差額は、 <b>その他包括利益累計額（純資産）</b> へ反映される。	BS	-2,148	

（出所）野村証券金融経済研究所作成

ない。一般に銀行株のバリュエーションにおいては、PBRが重視されており、単年度業績の変動ほどには株価のボラティリティが高まることはないだろう。

一方で、銀行にとって、自己資本の毀損はリスク資産である貸し出しを抑制する要因となる。仮にBIS自己資本比率が8%の銀行の同比率が2%低下したとすると、増資により自己資本比率を高める、もしくは減少した資本の25倍のリスク資産を減少させるといった行動をとる必要がある。

実際には、この他にも、前提条件では考慮出来なかった満期保有目的の債権の一部が償却原価のキャッシュ・フローの特性を満たさず公正価値で測定されることによる影響や、非上場株式を公正価値で測定することによる影響なども考えられる。特に金融商品を多く保有する金融機関はもちろん、業績の良い非上場会社の株式を多く保有する事業会社において、これらの会計処理の変更が損益やバランスシートに与える影響は大きく、投資家はその影響についても充分留意する必要がある

う。

## 7. その他の論点

IFRS9には、「金融資産の分類と測定」以外にも前述した4つのプロジェクトが進行しており、これらについて述べる。

### (1) 金融負債の分類と測定

金融負債の公正価値測定については、その評価損益の実現可能性や投資判断上の直感に反するなどの批判が多く、IASBは2010年10月に「金融負債に関する公正価値オプション」に関する新たな基準を公表した。

主な見直しの内容は、公正価値オプションにより金融負債を公正価値評価した場合の評価差額について、ベンチマーク金利の変動による部分とそれ以外の信用リスクの変動による部分に分け、前者は当期純損益の構成項目、後者はその他の包括利益項目として計上するというものである(表11)。

### (2) 減損

減損に関しても、大きな見直しが行われている。実際に債権の貸し倒れなどが起こった

表11 金融負債の公正価値オプション

分類 (IFRS9)	保有目的	公正価値オプション*	リスク分類	組込デリバティブ	区分処理	評価差額
公正価値	売買目的	—	—	—	—	PL
	売買目的以外	有	自己の信用リスクに伴う変動	—	—	OCI
			ベンチマーク金利の変動	—	—	PL
償却原価	—	無	—	有	組込デリバティブ	N/A
			—	無	原負債商品	

(注) 公正価値の変動部分=ベンチマーク金利変動部分 (PL)+信用リスク変動部分 (OCI)

信用リスク変動部分:ベンチマーク金利変動部分以外

(出所) 野村証券金融経済研究所作成

ときに初めて損失を認識する現行の発生損失モデルは、認識時期が遅く、計上金額も小さくなるため、金融危機が拡大した要因のひとつとして批判を受けている。そこで、毎期末において合理的な予測を実施し、それに基づき前倒して減損処理を実施するという予想損失モデルへの変更が2009年11月の公開草案「金融商品：償却原価及び減損」において提案された。

当該モデルでは、当初取得時点で予想損失を決定し、契約金利から当初予想損失を控除した実効金利を、残存期間にわたって認識することが提案されている。

この提案に対し、各利害関係者から①収益計上金額が名目金利から信用損失を控除した実効金利部分のみとなっており、実務慣行と異なる、②金融機関の保有するオープンポートフォリオへの適用が困難などといった改善要求があり、2011年1月31日に上記公開草案に対する補足文書が公表された(図3)。上記①、②の問題に対応する新たなモデルの提案であり、2011年4月1日までコメント募集を実施した上で、6月までに最終基準化される予定である。新たな減損モデルの提案は、金融機関にとっては、システムでの対応を余儀なくされる会計基準の変更となる可能性が高く、今後の動向には留意が必要である。

### (3) ヘッジ会計

IFRSにおける現行のヘッジ会計はIAS39で規定されているが、その内容が複雑で理解

図3 オープンポートフォリオへの対応

<p>「減損」の見直しポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ IASB と FASB の共同提案 (2011年1月31日公表) 金融資産の信用特性で測定するのではない二元的な減損モデルを提案 ポートフォリオを優良資産 (Good Book) と不良資産 (Bad Book) に区分</li> <li>「Good Book」の金融資産 減損は、残存期間にわたりポートフォリオ・ベースで認識され、引当金は以下のいずれか高い方の金額 (1) 期間で比例配分された予想信用損失 (期間比例アプローチ) (2) 予測可能な将来 (ただし、12カ月未満でない) において発生することが予想される信用損失</li> <li>「Bad Book」に含まれる金融資産 全期間予想損失の全額が即時認識される (注) 金融資産は企業における内部のリスク管理方針に基づいて「Good Book」および「Bad Book」の間を移動</li> <li>○ 適用範囲 償却原価で測定される金融資産のうち、オープン・ポートフォリオで管理されているもの ただし、短期の売掛債権は、割引の影響が重要でない場合には適用対象外 (注) 当提案アプローチのクローズ・ポートフォリオ、個別の金融商品などへの適用の可否については今後検討</li> <li>○ 実効金利と予想信用損失認識の「デカップリング (decoupling)」 期待損失は残存期間全体にわたって各報告期間に純損益として按分、総利息収益は、これとは別個に計算</li> </ul>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(出所) 関連資料より野村証券金融経済研究所作成

し難く、適用要件が非常に厳密なため、企業のリスク管理の実態を充分反映していないのではないかと指摘がなされている。この批判に対し、IASBは、2010年5月に、細則を定めたルールベースの基準から原則を定めたプリンシパルベースの公開草案「ヘッジ会計」を公表した。

IAS39と新しい公開草案との比較については、表12に記載したとおりである。今回の改訂で、企業がリスクヘッジ目的で行った取引については、基本的に自社の判断でその有効

性を見積もり、ヘッジ会計を適用することが可能になる。

#### (4) 金融資産と金融負債の相殺表示

IASBは2011年2月に、公開草案「金融資産と金融負債の相殺」に関する基準を公表した。これは、金融資産と金融負債の相殺表示に関するIFRSと米国会計基準の基準間差異を解消するためのものであり、図4にその概要を示している。今回の改訂は、相殺表示要件を現行のIFRSで定められた要件に近い形に統一するものである。特に影響を受けるのは、米国会計基準を採用している金融機関で

図4 相殺表示要件の統一

公開草案「金融資産と金融負債の相殺」のポイント
○現行の金融商品の相殺要件を定めたIAS32号「金融商品：表示」に類似しており、USGAAPより厳格 →USGAAP採用の金融機関に影響大と思われる
○金融資産と金融負債のBS上の相殺の要件 以下の(a)かつ(b)の場合にのみ実施 (a) 金融資産と金融負債を相殺する無条件かつ法的強制力のある権利を有する (b) 金融資産と金融負債を純額で決済するか又は金融資産と金融負債を同時に決済する意図を有する 上記以外のすべての場合には、金融資産と金融負債はその性質に従って、それぞれ別個に表示
○開示 1. 相殺による影響 2. 純額表示にならなかった相殺権 3. 担保契約 4. 定性的な開示

(出所) 関連資料より野村証券金融経済研究所作成

表12 ヘッジ会計の見直し

項目	現行基準 (IAS39)	公開草案 (IFRS 9)
ヘッジ手段	・デリバティブのみ適格で、現金商品は非適格	・公正価値測定している現金商品も適格
ヘッジ対象	・金融商品はリスク要素毎(例：ローンの金利部分)のヘッジが可能だが、非金融商品は不可(全体でのみヘッジ可能) ・デリバティブは不適格	・非金融商品もリスク要素毎(例：ジェット燃油価格のうちの原油価格部分)のヘッジを許容 ・デリバティブも適格(2段階でヘッジする場合、第一段階で使用されたデリバティブは第2段階ではヘッジ対象となる) ・OCIを通じて公正価値で測定される金融商品(FVOCIの株式等)にはヘッジ会計の適用不可
項目グループ	・ヘッジされたリスクに対するグループの各項目の公正価値変動は、同リスクに対するグループ全体としての公正価値変動に比例的であることが必要	・個々の項目がヘッジ要件を満たしており、かつ、グループベースでリスク管理されているのであれば、項目グループのヘッジを認める
純額ヘッジ	・不可	・可。但し、純額のCFヘッジで、純損益に影響を与える期間が跨るものは不可 ・オープンポートフォリオのヘッジは本公開草案の対象外
有効性評価	・明示的な数値基準(80-125%)を採用	・明示的な数値基準(80-125%)を廃止。目的ベースの評価(偏りのない結果をもたらす、非有効性を極小化する。偶然でない相殺を達成する)。 ・企業のリスク管理が主要情報源
中止 バランス再調整	・明示的な数値基準を外れたら、ヘッジ関係全体を中止  ・任意の指定解除で中止できる	・有効性評価の目的が達成出来なくなっても、リスク管理目的が不変なら、外れた部分のみを中止し、残りは継続する(バランス再調整) ・ヘッジ関係が(仮にどんなにバランス再調整を行ったとしても)ヘッジ会計要件を満たさなくなった時、そしてその時のみ、ヘッジ会計を将来に向かって中止しなければならない。
FVヘッジの 会計処理	・ヘッジ対象、ヘッジ手段の公正価値変動は純損益  ・ヘッジ対象の公正価値変動はヘッジ対象の簿価を修正	・ヘッジ対象、ヘッジ手段の公正価値変動のうち有効部分はOCI(相殺される)、非有効部分のみ純損益。(最終結果は現行基準(IAS39)と同一) ・ヘッジ対象の公正価値変動は独立の科目(ヘッジ対象の修正項目)

(出所) ASBJ資料等より野村証券金融経済研究所作成

あり、純額表示されていた金融資産と金融負債が両建て表示されることになる。

## 8. 米国における会計基準開発の動向

米国においても、金融商品会計の包括的な見直しが行われている。FASBは、2010年5月に公開草案「金融商品の会計処理とデリバティブ商品及びヘッジ活動の会計処理に対する改訂」を公表した。「金融商品の認識」、「分類及び測定」、「減損」、「ヘッジ会計」に関するガイダンスを定めたもので、2011年6月までに最終基準を公表し、2013年度からの適用開始を予定している。金融商品会計の改

訂は、IASBとの共同審議事項とされているが、今回の公開草案は、一部既に最終基準化されたIFRS9の会計処理と異なっており、IASBとFASBとの間での金融商品の会計処理に関する考え方の相違が浮き彫りになった(表13)。

米国における今回の改訂の大きな柱は、①政策保有株式の含み損益が純損益に計上されること、②公正価値測定の範囲が拡大されること、である。米国基準を始め、IFRSや日本基準で、現在認められているその他有価証券の評価差額の資本直入処理が純損益計上に変更される。これは、IFRS9で政策保有

表13 IFRS9と米国基準(ED)との比較

項目	IFRS9	FASB 公開草案 (2010/5 時点)
測定モデル	原則2分類 ・公正価値(評価差額は純損益) ・償却原価…一定の要件を満たす負債性金融商品 例外 ・OCI オプション(公正価値で測定し、評価差額はOCI) …一定の資本性金融商品に対する選択肢	原則2分類 ・公正価値(評価差額は純損益) …すべての資本性金融商品など ・公正価値(評価差額はOCI) …一定の要件を満たす負債性金融商品について選択可 例外 ・短期債権の償却原価測定など
分類の基本的な考え方	事業モデルとキャッシュ・フローの特性	事業戦略とキャッシュ・フローの特性
減損の適用	・償却原価の金融資産	・公正価値(評価差額はOCI)の金融資産 ・償却原価測定される短期債権など
リサイクリング	OCIの評価差額はリサイクリングしない(OCIオプションの場合)。	OCIの評価差額をリサイクリングする(公正価値(評価差額はOCI)の場合)。
公正価値オプション	会計上のミスマッチの除去又は大幅な削減を要件として指定可	FASB 公開草案対象の商品に適用なし
分類変更	事業モデルの変更に伴い分類変更(負債性商品について、ビジネスモデルが変更された場合のみ)	分類変更は禁止
公表市場価格のない株式の測定	公正価値(取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合あり)	公正価値
複合金融商品(資産)	主契約が金融資産の場合、一体として分類(商品全体に分類アプローチを適用)	主契約が金融資産の場合、一体として分類(分類にあたり現行の区分要件を考慮)
外貨建債券の為替換算差額の取扱い	公正価値で測定(評価差額は純損益)される場合、償却原価で測定される場合のいずれも、純損益とされる。	公正価値の評価差額が純損益とされる場合は純損益とされ、評価差額がOCIとされる場合にはOCIとされる。
発効日	2013年1月1日以降開始事業年度(早期適用可) 早期適用可	不明であるが、IFRS9と同時期の可能性が高い。 早期適用不可

(出所) ASBJ 資料等より野村証券金融経済研究所作成

株式の評価差額が OCI 項目として計上されることと異なる。公正価値測定対象資産の拡大については、これまで公正評価の対象とされなかった債券や貸付金等も対象となり、一定の要件を満たせば、その評価差額がその他包括利益に計上されることになる。これに対して、IFRS では一定の要件を満たす債券については償却原価を認めており、公正価値で評価されないという点で異なる。そのため、米国会計基準を採用している会社が IFRS を適用した場合、IFRS で償却原価処理されている金融資産に関する公正価値との評価差額分だけ、純資産（その他包括利益累計額）が変動することになる。

米国は2011年に、早ければ2015年からIFRSを導入するかどうかを決定することを表明しており、IFRS9と米国の金融商品会計基準の内容に歩み寄りはあるのか、今後の動向に注目が集まっている。この点に関し、2011年1月25日、FASBは銀行の貸出金な

ど一部金融商品について、償却原価の区分を認める修正案を公表した。IFRS9への歩み寄りかとも受け止められるが、一方で、政策保有株式の含み損益の表示区分など、依然として大きな乖離が生じているのが現状である。

参考までに、2010年3月末時点でSECに登録している33社のうち、証券会社特有の会計基準が適用される証券会社1社を除いた32社について、2009年度における①政策保有株式が当期純利益へ与える影響と②満期保有目的の債券を公正価値評価した場合のその他包括利益への影響を試算した（表14）。

試算の結果、①純利益への影響は8,761億円の純利益増加要因（純利益の36.7%相当）、②その他包括利益への影響は334億円の OCI の減少要因（OCI の0.7%相当）であった。今回の公開草案が最終決定されれば、企業の保有する金融資産が単年度業績に大きな影響を与えることになる。純資産への影響は軽微ではあるが、単年度純損益の変動を好まない

表14 SEC登録日本企業32社への影響（2009年度）

（単位：百万円）

業種別	包括利益	当期純利益	政策保有株の 当期純利益への 影響 (税効果考慮後)	満期保有目的の 債券の OCI への 影響 (税効果考慮後)	当期純利益 (米国会計基準の 公開草案適用後)		包括利益 (米国会計基準の 公開草案適用後)	
					純利益	増減率	包括利益	増減率
					B+C	C/B	A+D	D/A
A	B	C	D	B+C	C/B	A+D	D/A	
機械・自動車	1,074,151	575,999	181,786	7	757,785	31.6%	1,074,158	0.0%
エレクトロニクス	662,287	-48,006	227,963	-33,046	179,957	-474.9%	629,241	-5.0%
消費・流通	1,829,101	819,775	300,856	-1	1,120,631	36.7%	1,829,100	0.0%
情報	1,387,187	1,002,595	159,358	21	1,161,953	15.9%	1,387,208	0.0%
金融	51,639	37,757	6,168	-429	43,925	16.3%	51,210	-0.8%
32社合計	5,004,365	2,388,120	876,130	-33,447	3,264,250	36.7%	4,970,918	-0.7%

（出所）ASBJ資料等より野村証券金融経済研究所作成

米国会計基準適用会社は、IFRSの早期適用も含めて、保有資産の見直しなどに動く可能性は否定できない。

### 9. 日本のコンバージェンスの方向性

ASBJは、2010年8月に「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」（以下、DP（Discussion Paper））を公表した。内容は、主にIFRS9を踏襲したものであった。

金融商品有価証券の保有目的による分類方法から、企業の保有するビジネスモデルと金融商品のキャッシュ・フロー特性による分類方法への変更が提案されている。これは、原

則全ての金融資産を公正価値で評価しようとしている米国会計基準の公開草案ではなく、償却原価測定と公正価値測定を認めたIFRS9の混合測定モデルに近いものである。表15に、基準における主要な項目に関するIFRS9とDPとの比較表を示した。

IFRS9とのコンバージェンス（収斂）を行う上で、日本基準のDPにおいて、特に問題となっているのは、①市場価格のない株式の公正価値測定、②一定の株式への投資に関するその他の包括利益のリサイクリングの有無である。

①については、全て公正価値測定するものとして分類しつつ、取得原価が適切な見積り

表15 日本基準（DP）とIFRS9の比較

項目	日本基準（DP）	IFRS9
分類	原則2分類 ・公正価値（評価差額は純損益） ・償却原価…一定の要件を満たす債券型の金融商品 例外 ・OCI オプション（公正価値で測定し、評価差額はOCI） …一定の資本性金融商品に対する選択肢	
分類の基本的な考え方	事業モデルとキャッシュ・フローの特性	
減損の適用	償却原価の金融資産	
リサイクリング	2つの案を提示 ・OCIの評価差額はリサイクリングしない（IFRS9と同様な考え方） ・OCIの評価差額をリサイクリングする（OCIオプションの場合）	OCIの評価差額はリサイクリングしない（OCIオプションの場合）
公正価値オプション	会計上のミスマッチの除去又は大幅な削減を要件として指定可	
分類変更	事業モデルの変更に伴い分類変更	
公表市場価格のない株式の測定	2つの案を提示 ・公正価値（IFRS9と同様な考え方） ・公正価値が信頼を持って測定できない場合には、取得原価で測定	公正価値（取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合あり）
複合金融商品（資産）	主契約が金融資産の場合、一体として分類（商品全体に分類アプローチを適用）	
外貨建債券の為替換算差額の取扱い	公正価値で測定（評価差額は純損益）される場合、償却原価で測定される場合のいずれも、純損益とされる。	

（出所）ASBJ資料等より野村証券金融経済研究所作成

の結果、公正価値と考えられる場合の適用指針を設ける案や信頼性をもって公正価値測定できない場合には取得原価で測定するものとする案などがASBJでは議論されている。非上場株式の公正価値評価方法としては、マルチプル法や直近の取引事例に基づく方法、DCF法（ディスカウントキャッシュフロー法）などが考えられるが、企業にとって多大な実務負担であると同時に、財務数値の客観性の観点からも検討すべき課題は多い。

実際に業績に大きな影響を及ぼすのは、業績の好調な非上場会社を傘下に多くもつ商社や石油などの資源会社、非上場会社への投資を行っている投資会社などの一部事業会社となろう。商社や資源会社は資源やエネルギーセクターの企業への投資を行っているからである。これら企業に対しては、財務数値に及ぼす影響の大きさから非上場株式の公正価値評価の変動による影響やその試算方法などについて別掲を求めると、機関投資家は自発的な開示を求めていく必要がある。

②については、IFRS9では、一旦、公正価値測定した評価差額をその他の包括利益に計上する選択を行った株式については、実際に株式を売却等した場合でも純損益として計上できない（リサイクリングを行わない）との規定が定められている。これにより、いわゆる益出し行為が出来なくなる。日本においては、これまでの実務慣行等に重大な影響を及ぼす可能性があるとして、純損益に認識でき

る（リサイクリングを行う）処理を含めた議論が行われる予定である。

ASBJは、上記DPに対するコメントを分析した上で、2011年後半に、金融商品会計の公開草案を公表する予定である。金融商品会計の抜本的な見直しによる企業業績への影響は重大であることから、今後の金融商品会計基準の動向に留意が必要である。

## 10. 株式市場への影響

市場参加者の一部には、IFRS9導入に伴い、純損益および包括利益の変動により、株価のボラティリティが高まるのではとの不安があると見られる。しかしながら、そもそも会計基準変更に伴う財務諸表数値の変動は、実態を変えるものではなく、キャッシュ・フローに直接影響を与えるものでもない。株式市場が合理的であれば、事業会社の株価形成においては、IFRS9導入に伴う変動部分を除いた現行基準ベースでの利益もしくはキャッシュ・フローが経常的損益項目として認識され、IFRS9導入に伴う変動部分は期末時点での一時的な含み損益として認識されるはずであろう。また、金融機関に関しては、株式市場はPBRを重視して投資判断を行う傾向がある。IFRS9導入による単年度利益の変動は大きくなるが、純資産の変動は小幅にとどまるため、株価のボラティリティが高まる可能性は小さいはずである。むしろ、公正な資産価値が市場で捕捉されることで、より合理的な株価形

成に資することになると考えるべきであろう。

もっとも、実際には金融機関や事業会社が株式市場の反応を過度に不安視している感がある。しかし、むしろ注意すべきは自己資本の毀損に伴う銀行が貸し出しを抑制するなどの企業行動の動きである。金融機関の中には、IFRS9導入後、会計上の業績変動を回避すべく、企業が保有する金融資産のポートフォリオの見直しを行うなどの企業行動が見られる可能性もあり、留意が必要である。

企業行動に影響を与える要因として、①償却原価要件の変更や市場性のない株式などの公正価値測定区分への変更による純損益または純資産への影響、②負債性金融商品の評価差額の純損益への計上の影響が挙げられる。①については、満期保有目的区分から公正価値測定区分になる債券、現行の取得原価ではなく公正価値測定することになる非上場株式が該当する。②については、現在、その他有価証券に含まれ、評価差額を資本直入している公社債、仕組債、投資信託などが該当する。これら金融商品の企業業績への影響を踏まえ、企業が所有する金融資産ポートフォリオの見直しを行うかどうか注目する必要がある。

#### IV. おわりに

##### 1. 現実的な実務対応

前述したように、金融庁は2012年に、早ければ2015年から上場会社にIFRSを導入することを決定する予定である。仮に2015年末から適用ということになると、1期前の2014年期首の貸借対照表から適用開始となるため、実際に残された準備期間は3年を切っている。にもかかわらず、IFRSはムービングターゲットといわれるように、現在も見直し作業が行われており、具体的な作業開始に慎重な企業も多数存在している。

更に、金融商品会計はその内容が複雑で多岐にわたるため、概念的な基準の内容を現実的な実務に落とし込むことが大変難しいと思われる。たとえば、金融資産の分類と測定の見直しにより、保有する金融資産の分類と測定方法は大きく変わり、ポートフォリオ自体の見直しに加え、運用体制の見直しなども行う必要があると考えられる。また、減損処理に関しても、現行の発生損失モデルから予想損失モデルへの対応が求められるため、特に金融機関ではシステムでの対応を余儀なくされるケースが出てくるとと思われる。システム投資には、多くの人的、金銭的な負担が伴うため、会計基準の設定から一定期間の猶予を与えるなどの対策が必要であろう。

特に金融機関の IFRS の導入に関しては、その時期や方法など、慎重に検討する必要があると思われる。

## 2. 各規制法との関係

2010年12月に新 BIS 規制（バーゼルⅢ）の最終文書が公表され、国際金融機関において更なる自己資本規制の厳格化が行われることが決定した。また、保険業においても、欧州において新たにソルベンシー規制の見直しが行われており、一層の自己資本の充実が要求されることになる。このように、2008年のリーマンショックを主因とする金融危機以降、金融機能の安定化に向け、金融機関を取り巻く規制環境はますます厳格化してきている。

一方で、2008年の金融危機に端を発した今回の金融商品会計の見直しも金融機能の安定化を支えるインフラ作りを目的としたものである。その趣旨から、また、金融機関の実務負担軽減の観点から、IFRS と各規制法との関係性について、今後議論を進めていく必要があるだろう。

## 3. 今後の課題

冒頭述べたとおり、2011年は IFRS にとって、大きなイベントがある重要な年である。特に、2011年に公表される米国における IFRS 導入の動向、MOU 項目を始めとした IFRS の基準開発の動向には注目する必要がある。その動向によっては今後の日本での導

入の方向性は決まってくるであろう。

仮に導入となった場合、原則ベースの基準をどのように各国の実務に落とし込むか、これこそが今後の一番重要な課題となろう。日本にも、持ち合い株式の保有や税法に基づく固定資産の会計処理といった独自の実務慣行が存在する。そういった中で、IFRS をどのように捉え、適用していくのか。各関係者は、IFRS を熟知し、その改善に向けて、それぞれの立場で積極的に情報発信を行う必要がある。このことが、今後の IFRS を論じる上でますます重要になっていくであろう。

**《注》**

- 1) IFRS (International Financial Reporting Standards) とは、国際財務報告基準のことで、IASB (International Accounting Standards Board: 国際会計基準審議会) が作成したものである。IFRS は2011年2月末現在、第9号まで作成されている。IFRS9はIFRS第9号の略であり、現在見直しが行われている「金融商品」に関する新しい基準である。また、IASBの前身であるIASC (International Accounting Standards Committee: 国際会計基準委員会) が作成した基準は、IAS (International Accounting Standards: 国際会計基準) と呼ばれ、第41号までである。IAS39はIAS第39号の略で、現行の「金融商品: 認識及び測定」の会計基準である。
- 2) 米国会計基準を設定・開発する主体である。
- 3) IFRSを設定・開発する主体である。

**《参考文献》**

立教大学経済学部 坂本雅士准教授「会計基準の国際的統合化と確定決算主義」(租税研究 2009.8)

## ディスクレイマー

本資料は表紙に記載されている野村グループの関連会社により作成されたもので、表紙などに従業員やその協力者が記載されている1社あるいは複数の野村グループの関連会社によって単独あるいは共同で作成された資料が含まれます。ここで使用する「野村グループ」は、野村ホールディングス、およびその関連会社と子会社を指し、また、日本の野村證券(「NSC」)、英国のノムラ・インターナショナル plc(「Nlplc」)、米国のノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル・インク(「NSI」)、インスティテット LLC(「ILLC」)、香港の野村国際(香港)(「NIHK」)、韓国のノムラ・フィナンシャル・インベストメント(韓国)(「NFIK」)(韓国金融投資協会(「KOFIA」)に登録しているアナリストの情報は KOFIA のイントラネット <http://dis.kofia.or.kr> でご覧いただけます)、シンガポールのノムラ・シンガポール・リミテッド(「NSL」)(登録番号 197201440E、シンガポール金融監督局に監督下にあります)、オーストラリアのノムラ・オーストラリア・リミテッド(「NAL」)(ABN 48 003 032 513)(オーストラリアのライセンス番号 246412、オーストラリア証券投資委員会(「ASIC」)の監督下にあります)、インドネシアの P.T.ノムラ・セキュリティタス・インドネシア(「PTNSI」)、マレーシアのノムラ・セキュリティーズ・マレーシア Sdn. Bhd.(「NSM」)、台湾の NIHK 台北支店(「NITB」)、インドのノムラ・フィナンシャル・アドバイザリー・アンド・セキュリティーズ(インド)プライベート・リミテッド(「NFASL」)、(登録住所: Ceejay House, Level 11, Plot F, Shivsagar Estate, Dr. Annie Besant Road, Worli, Mumbai- 400 018, India; 電話: +91 22 4037 4037、ファックス: +91 22 4037 4111; CIN 番号: U74140MH2007PTC169116、SEBI 登録番号(株式ブローカレッジ): BSE INB011299030、NSE INB231299034、INF231299034、INE 231299034、MCX: INE261299034、SEBI 登録番号(マーチャントバンキング): INM000011419、SEBI 登録番号(リサーチ): INH000001014)、スペインの Nlplc マドリッド支店(「Nlplc, Madrid」)が含まれます。リサーチ・レポートの表紙のアナリスト名の横に記載された「CNS タイランド」の記載は、タイのキャピタル・ノムラ・セキュリティーズ・パブリック・カンパニー・リミテッド(「CNS」)に雇用された当該アナリストが、CNS 及び NSL 間のアグリーメントに基づき、NSL にリサーチ・アシスタントのサービスを行っていることを示しています。リサーチ・レポートの表紙の従業員氏名の横に記載された「NSFSPL」は、ノムラ・ストラクチャード・ファイナンス・サービスズ・プライベート・リミテッドに雇用された当該従業員が、インターカンパニー・アグリーメントに基づき、特定の野村の関連会社のサポートを行っていることを示しています。リサーチ・レポートの表紙のアナリスト名の横に記載された「BDO-NS」(「BDO ノムラ・セキュリティーズ・インク」を表します)の記載は、BDO ユニバンク・インク(「BDO ユニバンク」)に雇用され BDO-NS に配属された当該アナリストが、BDO ユニバンク、NSL 及び BDO-NS 間のアグリーメントに基づき、NSL にリサーチ・アシスタントのサービスを行っていることを示しています。BDO-NS は BDO ユニバンクと野村グループのジョイント・ベンチャーで、フィリピンの証券ディーラーです。

本資料は、(i)お客様自身のための情報であり、投資勧誘を目的としたものではなく、(ii)証券の売却の申込みあるいは証券購入の勧誘が認められていない地域における当該行為を意図しておらず、かつ(iii)野村グループに関するディスクロージャー以外は、信頼できると判断されるが野村グループによる独自の確認は行っていない情報源に基づいております。

野村グループに関するディスクロージャー以外は、野村グループは、本資料の正確性、完全性、信頼性、適切性、特定の目的に対する適性、譲渡可能性を表明あるいは保証いたしません。また、本資料および関連データの利用の結果として行われた行為(あるいは行われないという判断)に対する責任を負いません。これにより、野村グループによる全ての保証とその他の言質は許容可能な最大の範囲まで免除されます。野村グループは本情報の利用、誤用あるいは配布に対して一切の責任を負いません。

本資料中の意見または推定値は本資料に記載されている発行日におけるものであり、本資料中の意見および推定値を含め、情報は予告なく変わることがあります。野村グループは本資料を更新する義務を負いません。本資料中の論評または見解は執筆者のものであり、野村グループ内の他の関係者の見解と一致しない場合があります。お客様は本資料中の助言または推奨が各自の個別の状況に適しているかどうかを検討する必要があります。また、必要に応じて、税務を含め、専門家の助言を仰ぐことをお勧めいたします。野村グループは税務に関する助言を提供していません。

野村グループ、その執行役、取締役、従業員は、関連法令、規則で認められている範囲内で、本資料中で言及している発行体の証券、商品、金融商品、またはそれらから派生したオプションやその他のデリバティブ商品、および証券について、自己勘定、委託、その他の形態による取引、買持ち、売持ち、あるいは売買を行う場合があります。また、野村グループ会社は発行体の金融商品の(英国の適用される規則の意味する範囲での)マーケットメーカーあるいはリクイディティ・プロバイダーを務める場合があります。マーケットメーカー活動が米国あるいはその他の地域における諸法令および諸規則に明記された定義に従って行われる場合、発行体の開示資料においてその旨が別途開示されます。

本資料はスタンダード・アンド・プアーズなどの格付け機関による信用格付けを含め、第三者から得た情報を含む場合があります。当該第三者の書面による事前の許可がない限り、第三者が関わる内容の複製および配布は形態の如何に関わらず禁止されております。第三者である情報提供者は格付けを含め、いずれの情報も正確性、完全性、適時性あるいは利用可能性を保証しておらず、原因が何であれ、(不注意あるいは他の理由による)誤りあるいは削除、または当該内容の利用に起因する結果に対する一切の責任を負いません。第三者である情報提供者は、譲渡可能性あるいは特定の目的または利用への適性の保証を含め(ただしこれに限定されない)、明示的あるいは暗黙の保証を行っていません。第三者である情報提供者は格付けを含め、提供した情報の利用に関連する直接的、間接的、偶発的、懲罰的、補償的、罰則的、特別あるいは派生的な損害、費用、経費、弁護士料、損失コスト、費用(損失収入または利益、機会コストを含む)に対する責任を負いません。信用格付けは意見の表明であり、事実または証券の購入、保有、売却の推奨を表明するものではありません。格付けは証券の適合性あるいは投資目的に対する証券の適合性を扱うものではなく、投資に関する助言として利用することはお控えください。

本資料中に含まれる MSCI から得た情報は MSCI Inc.(「MSCI」)の独占的財産です。MSCI による事前の書面での許可がない限り、当該情報および他の MSCI の知的財産の複製、再配布あるいは指数などのいかなる金融商品の作成における利用は認められません。当該情報は現状の形で提供されております。利用者は当該情報の利用に関わるすべてのリスクを負います。これにより、MSCI、その関連会社または当該情報の計算あるいは編集に関与あるいは関係する第三者は当該情報のすべての部分について、独創性、正確性、完全性、譲渡可能性、特定の目的に対する適性に関する保証を明確に放棄いたします。前述の内容に限定することなく、MSCI、その関連会社、または当該情報の計算あるいは編集に関与あるいは関係する第三者はいかなる種類の損失に対する責任をいかなる場合にも一切負いません。MSCI および MSCI 指数は MSCI およびその関連会社のサービス商標です。

Russell/Nomura 日本株インデックスの知的財産権およびその他一切の権利は野村証券株式会社および Frank Russell Company に帰属します。なお、野村証券株式会社および Frank Russell Company は、当インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、インデックスの利用者およびその関連会社が当インデックスを用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

本資料は投資家のお客様にとって投資判断を下す際の諸要素のうちの一つにすぎないとお考え下さい。また、本資料は、直接・間接を問わず、投資判断に伴う全てのリスクについて検証あるいは提示しているのではないことをご了解ください。野村グループは、ファンダメンタル分析、定量分析等、異なるタイ

本の数々のリサーチ商品を提供しております。また、時間軸の捉え方や分析方法の違い等の理由により、リサーチのタイプによって推奨が異なる場合があります。野村グループは野村グループのポータル・サイト上へのリサーチ商品の掲載および/あるいはお客様への直接的な配布を含め、様々な方法によってリサーチ商品を発表しております。調査部門が個々のお客様の要望に応じて提供する商品およびサービスはお客様の属性によって異なる場合があります。

当レポートに記載されている数値は過去のパフォーマンスあるいは過去のパフォーマンスに基づくシミュレーションに言及したものである場合があります。将来のパフォーマンスを示唆するものとして信頼できるものではありません。情報に将来のパフォーマンスに関する示唆が含まれている場合、係る予想は将来のパフォーマンスを示唆するものとして必ずしも信頼できるものではありません。また、シミュレーションはモデルと想定した簡略化に基づいて行われており、想定が過度に簡略化され、将来のリターン分布を反映していない場合があります。本資料で説明のために作成・発行された数値、投資戦略、インデックスは、EU 金融ベンチマーク規制が定義するベンチマークとしての使用を意図したものではありません。

特定の証券は、その価値または価格、あるいはそこから得られる収益に悪影響を及ぼし得る為替相場変動の影響を受ける場合があります。金融市場関連のリサーチについて：アナリストによるトレード推奨については、以下の2通りに分類されます；戦術的(tactical)トレード推奨は、向こう3ヶ月程度の見通しに基づいています；戦略的(strategic)トレード推奨は、向こう6ヶ月から12ヶ月の見通しに基づいています。これら推奨トレードについては、経済・市場環境の変化に応じて、適宜見直しの対象となります。また、ストップ・ロスが明記されたトレードについては、その水準を超えた時点で推奨の対象から自動的に外れます。トレード推奨に明記される金利水準や証券のプライスについては、リサーチ・レポートの発行に際してアナリストから提出された時点の、ブルームバーク、ロイター、野村のいずれかによる気配値であり、その時点で、実際に取引が可能な水準であるとは限りません。本資料に記載された証券は米国の1933年証券法に基づく登録が行われていない場合があります。係る場合、1933年証券法に基づく登録が行われる、あるいは当該登録義務が免除されていない限り、米国内で、または米国人を対象とする購入申込みあるいは売却はできません。準拠法が他の方法を認めていない限り、いかなる取引もお客様の地域にある野村の関連会社を通じて行う必要があります。

本資料は、Nipicにより英国および欧州経済領域内において投資リサーチとして配布することを認められたものです。Nipicは、英国のブルーデンス規制機構によって認可され、英国の金融行為監督機構とブルーデンス規制機構の規制を受けています。Nipicはロンドン証券取引所会員です。本資料は、英国の適用される規則の意味する範囲での個人的な推奨を成すものではなく、あるいは個々の投資家の特定の投資目的、財務状況、ニーズを勘案したものではありません。本資料は、英国の適用される規則の目的のために「適格カウンターパーティー」あるいは「専門的顧客」である投資家のみを対象にしたもので、したがって、当該目的のために「個人顧客」である者への再配布は認められておりません。本資料は、香港証券先物委員会の監督下にあるNIHKによって、香港での配布が認められたものです。本資料は、オーストラリアでASICの監督下にあるNALによってオーストラリアでの配布が認められたものです。また、本資料はNSMによってマレーシアでの配布が認められています。シンガポールにおいては、本資料はNSLにより配布されました。NSLは、証券先物法(第289条)で定義されるところの認定投資家、専門的投資家もしくは機関投資家ではない者に配布する場合、海外関連会社によって発行された証券、先物および為替に関わる本資料の内容について、法律上の責任を負います。シンガポールにて本資料の配布を受けたお客様は本資料から発生した、もしくは関連する事柄につきましてはNSLにお問い合わせください。本資料は米国においては1933年証券法のレギュレーションSの条項で禁止されていない限り、米国登録ブローカー・ディーラーであるNSIにより配布されます。NSIは1934年証券取引所法規則15a-6に従い、その内容に対する責任を負っております。本資料を作成した会社は、野村グループ内の関連会社が、顧客が入手可能な複製を作成することを許可しています。

野村サウジアラビア、Nipic、あるいは他の野村グループ関連会社はサウジアラビア王国(「サウジアラビア」)での(資本市場庁が定めるところの、)「オーソライズド・パーソンズ」、「エグゼンプト・パーソンズ」、または「インスティテューションズ」以外の者への本資料の配布、アラブ首長国連邦(「UAE」)においては、(ドバイ金融サービス機構が定めるところの、)「専門的顧客」以外の者への配布、また、カタール国の(カタール金融センター規制機構が定めるところの、)「マーケット・カウンターパーティー」、または「ビジネス・カスタマーズ」以外の者への配布を認めておりません。サウジアラビアにおいては、「オーソライズド・パーソンズ」、「エグゼンプト・パーソンズ」、または「インスティテューションズ」以外の者、UAEの「専門的顧客」以外の者、あるいはカタールの「マーケット・カウンターパーティー」、または「ビジネス・カスタマーズ」以外の者を対象に本資料ならびにそのいかなる複製の作成、配信、配布を行うことは直接・間接を問わず、係る権限を持つ者以外が行うことはできません。本資料を受け取ることは、サウジアラビアに居住しないか、または「オーソライズド・パーソンズ」、「エグゼンプト・パーソンズ」、または「インスティテューションズ」であることを意味し、UAEにおいては「専門的顧客」、カタールにおいては「マーケット・カウンターパーティー」、または「ビジネス・カスタマーズ」であることの表明であり、この規定の順守に同意することを意味いたします。この規定に従わないと、サウジアラビア、UAE、あるいはカタールの法律に違反する行為となる場合があります。

カナダ投資家へのお知らせ：本資料は個人的な推奨ではありません。また投資目的、財務状況、あるいは特定の個人または口座の特定のニーズを考慮したものではありません。本資料はオンタリオ証券委員会のNI 31-103のセクション8.25に基づいてお客様へ提供されています。

台湾上場企業に関するレポートおよび台湾所属アナリスト作成のレポートについて：本資料は参考情報の提供だけを目的としています。お客様ご自身で投資リスクを独自に評価し、投資判断に単独で責任を負っていただく必要があります。本資料のいかなる部分についても、野村グループから事前に書面で承認を得ることなく、報道機関あるいはその他の誰であっても複製あるいは引用することを禁じます。「Operational Regulations Governing Securities Firms Recommending Trades in Securities to Customer」及びまたはその他の台湾の法令・規則に基づき、お客様が本資料を関係者、関係会社およびその他の第三者を含む他者へ提供すること、あるいは本資料を用いて利益相反があるかもしれない活動に従事することを禁じます。NIHK台湾支店が執行できない証券または商品に関する情報は、情報の提供だけを目的としたものであり、投資の推奨または勧誘を意図したものではありません。

本資料のいかなる部分についても、野村グループ会社から事前に書面で同意を得ることなく、(i)その形態あるいは方法の如何にかかわらず複製する、あるいは(ii)配布することを禁じます。本資料が、電子メール等によって電子的に配布された場合には、情報の傍受、変造、紛失、破壊、あるいは遅延もしくは不完全な状態での受信、またはウィルスへの感染の可能性があることから、安全あるいは誤りがない旨の保証は致しかねます。従いまして、送信者は電子的に送信したために発生する可能性のある本資料の内容の誤りあるいは欠落に対する責任を負いません。確認を必要とされる場合には、印刷された文書をご請求下さい。

## 日本で求められるディスクレイマー

レポート本文中の格付記号の前に※印のある格付けは、金融商品取引法に基づく信用格付業者以外の格付業者が付与した格付け(無登録格付け)です。無登録格付けについては「無登録格付に関する説明書」<https://www.nomura.co.jp/retail/bond/noregistered.html> をご参照ください。

当社で取り扱う商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して最大 1.404%(税込み)(20万円以下の場合)、2,808円(税込み))の売買手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料(換金時手数料)および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

国内株式(国内 REIT、国内 ETF、国内 ETN を含む)の売買取引には、約定代金に対し最大 1.404%(税込み)(20万円以下の場合)は 2,808円(税込み)の売買手数料をいただきます。国内株式を相対取引(募集等を含む)によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただくことがあります。国内株式は株価の変動により損失が生じるおそれがあります。国内 REIT は運用する不動産の価格や収益力の変動により損失が生じるおそれがあります。国内 ETF は連動する指数等の変動により損失が生じるおそれがあります。

外国株式の売買取引には、売買金額(現地約定金額に現地手数料と税金等を買の場合には加え、売の場合には差し引いた額)に対し最大 1.026%(税込み)(売買代金が 75万円以下の場合)は最大 7,668円(税込み)の国内売買手数料をいただきます。外国の金融商品市場での現地手数料や税金等は国や地域により異なります。外国株式を相対取引(募集等を含む)によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただくことがあります。外国株式は株価の変動および為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

信用取引には、売買手数料(約定代金に対し最大 1.404%(税込み)(20万円以下の場合)は 2,808円(税込み))、管理費および権利処理手数料をいただきます。加えて、買付の場合、買付代金に対する金利を、売付の場合、売付け株券等に対する貸株料および品賃料をいただきます。委託保証金は、売買代金の 30%以上(オンライン信用取引の場合、売買代金の 33%以上)で、かつ 30万円以上の額が必要です。信用取引では、委託保証金の約 3.3倍まで(オンライン信用取引の場合、委託保証金の約 3倍まで)のお取引を行うことができるため、株価の変動により委託保証金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。詳しくは、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、等をよくお読みください。

CBの売買取引には、約定代金に対し最大 1.08%(税込み)(4,320円に満たない場合は 4,320円(税込み))の売買手数料をいただきます。CBを相対取引(募集等を含む)によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただくことがあります。CBは転換もしくは新株予約権の行使対象株式の価格下落や金利変動等によるCB価格の下落により損失が生じるおそれがあります。加えて、外貨建てCBは、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

債券を募集・売出し等その他、当社との相対取引によってご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。債券の価格は市場の金利水準の変化に対応して変動しますので、損失が生じるおそれがあります。また、発行者の経営・財務状況の変化及びそれに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。加えて、外貨建て債券は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

個人向け国債を募集によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。個人向け国債は発行から 1年間、原則として中途換金はできません。個人向け国債を中途換金する際、原則として次の算式によって算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれます。(変動 10年:直前 2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685、固定 5年、固定 3年: 2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685) 物価連動国債を募集・売出し等その他、当社との相対取引によって購入する場合は、購入対価のみをいただきます。当該商品の価格は市場の金利水準及び全国消費者物価指数の変化に対応して変動しますので、損失が生じるおそれがあります。想定元金額は、全国消費者物価指数の発行時からの変化率に応じて増減します。利金額は、各利払時の想定元金額に表面利率を乗じて算出します。償還額は、償還時点での想定元金額となりますが、平成 35年度以降に償還するもの(第 17回償還以降)については、額面金額を下回りません。

投資信託のお申込み(一部の投資信託はご換金)にあたっては、お申込み金額に対して最大 5.4%(税込み)の購入時手数料(換金時手数料)をいただきます。また、換金時に直接ご負担いただく費用として、換金時の基準価額に対して最大 2.0%の信託財産留保額をご負担いただく場合があります。投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用として、国内投資信託の場合には、信託財産の純資産総額に対する運用管理費用(信託報酬)(最大 5.4%(税込み・年率))のほか、運用成績に応じた成功報酬をご負担いただく場合があります。また、その他の費用を間接的にご負担いただく場合があります。外国投資信託の場合も同様に、運用会社報酬等の名目で、保有期間中に間接的にご負担いただく費用があります。

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動します。従って損失が生じるおそれがあります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。また、上記記載の手数料等の費用の最大値は今後変更される場合がありますので、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面をよくお読みください。

金利スワップ取引、及びドル円ベース・スワップ取引(以下、金利スワップ取引等)にあたっては、所定の支払日における所定の「支払金額」のみお支払いいただきます。金利スワップ取引等には担保を差入れていただく場合があります。取引額は担保の額を超える場合があります。担保の額は、個別取引により異なりますので、担保の額及び取引の額の担保に対する比率を事前に示すことはできません。金利スワップ取引等は金利、通貨等の金融市場における相場その他の指標にかかる変動により、損失が生じるおそれがあります。また、上記の金融市場における相場変動により生じる損失が差入れていただいた担保の額を上回る場合があります。また追加で担保を差入れていただく必要が生じる場合があります。お客様と当社で締結する金利スワップ取引等と「支払金利」(又は「受取金利」)以外の条件を同一とする反対取引を行った場合、当該金利スワップ取引等の「支払金利」(又は「受取金利」)と、当該反対取引の「受取金利」(又は「支払金利」)とは差があります。商品毎にリスクは異なりますので、契約締結前交付書面やお客様向け資料をよくお読みください。

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)取引を当社と相対でお取引いただく場合は手数料をいただきません。CDS取引を行なうにあたっては、弊社との間で合意した保証金等を担保として差入れ又は預託していただく場合があります。取引額は保証金等の額を超える場合があります。保証金等の額は信用度に応じて相対で決定されるため、当該保証金等の額、及び、取引額の当該保証金等の額に対する比率をあらかじめ表示することはできません。CDS取引は参照組織の一部又は全部の信用状況の変化や、あるいは市場金利の変化によって市場価値が変動し、当該保証金等の額を超えて損失が生じるおそれがあります。信用事由が発生した場合にスワップの買い手が受取る金額は、信用事由が発生するまでに支払う金額の総額を下回る場合があります。

また、スワップの売り手が信用事由が発生した際に支払う金額は、信用事由が発生するまでに受取った金額の総額を上回る可能性があります。他の条件が同じ場合に、スワップの売りの場合に受取る金額と買いの場合に支払う金額には差があります。CDS取引は、原則として、金融商品取引業者や、あるいは適格機関投資家等の専門的な知識を有するお客様に限定してお取り扱いしています。

有価証券や金銭のお預かりについては料金をいたしません。証券保管振替機構を通じて他の証券会社へ株式等を移管する場合には、数量に応じて、移管する銘柄ごとに10,800円(税込み)を上限額として移管手数料をいただきます。

#### **野村證券株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第142号

加入協会/日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

Copyright © 2018 Nomura Securities Co., Ltd. All rights reserved.